

矢板市就学援助費認定交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び40条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する児童生徒の保護者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の全部支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付手当の支給

イ ア以外のもので、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 保護者と同一生計を営む世帯全員の前年中の所得が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める当該年度の前年4月1日現在の生活保護基準額を適用し算定した額が基準額以下であって、教育委員会が認める者

(イ) 学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者

(申請)

第3条 援助費の交付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書に係る書類を添えて児童又は生徒が在学する学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 教育委員会は、保護者の申請に基づき交付の適否を決定し、その結果を

学校長及び学校長を経由して当該申請者に通知しなければならない。ただし、必要に応じて当該地区民生委員に通知することができるものとする。

(交付額)

第5条 援助費の交付額は、毎年予算の範囲内で教育長が定める。また、年度途中において認定された者は、年間における支給額を月額に計算した後、その認定月数を乗じて計算した額とする。

(対象項目)

第6条 援助費の対象項目は、次に掲げるものとする。この場合において、要保護児童生徒については、生活保護法に基づく給付を優先する。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用品費
- (7) 学校給食費
- (8) 通学費
- (9) 医療費

(交付の時期)

第7条 援助費の交付の時期については、別表第1のとおりとする。

(交付取り消し等)

第8条 教育委員会は、援助費の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の交付を取消することができる。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により援助の交付を受けたことが判明したとき

2 教育委員会は、前項第2号の規定に該当する者に対し、既に交付した援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(事務処理の委任)

第9条 援助費の交付を受ける者は、その請求及び受領等の権限を学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、当該委任状を教育委員会に提出しなければならない。

(報告の事項)

第10条 学校長は、援助費の交付を受けている児童生徒が年度の途中において転学又は死亡等により給付を必要としなくなったときには、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1

交付種目交付時期	7月		12月	
	小学校	中学校	小学校	中学校
給食費 学用品費	4月～9月分	4月～9月分	10月～3月分	10月～3月分
通学用品費 新入学用品費 体育実技用品費	全 部	全 部	／	／
校外活動費 修学旅行費 通学費 医療費	実績に応じて支給			